



# 宮崎県公報

令和7年11月6日(木曜日) 第661号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料込) 1年 64,800円

## 目次

頁

### 告示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)  
の所在地の変更.....(障がい福祉課) 1

### 公告

- ふぐ処理師試験の実施.....(衛生管理課) 1  
○地域森林計画の案の縦覧.....(森林經營課) 2  
○地域森林計画の変更の案の縦覧.....(〃) 2

## 告示

### 宮崎県告示第734号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年11月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
訪問介護ステーション笑歩	都城市	都城市年見町4街区15号	都城市吉尾町108-3	令和7年9月25日

## 公告

宮崎県ふぐ取扱条例(昭和33年宮崎県条例第29号)第10条の規定により、令和7年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和7年11月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 試験の日時

令和8年1月26日(月曜日)及び1月27日(火曜日)

### 2 試験の場所

宮崎市宮崎駅東1丁目6-2 宮崎市保健所

### 3 試験の種類、科目、日程及び時間

種類	科目	日程	時間
学科試験	食品衛生に関する知識 (ふぐに関する一般知識を含む。)	1月26日 (月曜日)	午前10時 から午前 11時まで
実技試験	ふぐの種類鑑別	1月26日 (月曜日)	午前11時 15分から 正午まで

### 公告

- ふぐ処理師試験の実施.....(衛生管理課) 1  
○地域森林計画の案の縦覧.....(森林經營課) 2  
○地域森林計画の変更の案の縦覧.....(〃) 2

解体除毒処理、臓器の鑑別及び 食用適否判断	1月26日 (月曜日)	午後0時 30分から 午後5時 までのうち 約1時間
	1月27日 (火曜日)	午前10時 から午後 5時まで のうち約 1時間(受 験者数 次第では 、26日の みとなる ことがある。 実技の日時 については 、後日送 付する受 験票で通 知する。)

### 4 受験手数料

7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

### 5 受験願書の受付期間

令和7年11月17日(月曜日)から11月28日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 6 受験願書の提出先

受験者の住所地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。

### 7 提出書類

- (1) ふぐ処理師試験受験願書 2通  
(2) 写真(最近3月以内に撮影した正面脱帽半身像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自署したもの) 1葉

- (3) 受験票及び写真票（返信用85円切手を貼付） 1通
- 8 受験票の交付  
受験票は、試験日から 1 週間前までに郵送で交付する。
- 9 受験者心得  
(1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。  
(2) 持参するもの  
受験票、筆記用具、実技試験用ふぐ（トラフグ）、包丁、白衣等の作業着、帽子、マスク、前掛け、作業用靴及び手ぬぐい
- 10 その他  
(1) 実技試験用のトラフグは、大きさが 800 グラム以上のものであること。  
(2) 合格発表は、令和 8 年 2 月 4 日（水曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所の掲示板及び県庁ホームページにて掲示する。  
(3) 受験手続その他不明な点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7076）に問い合わせること。
- 

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 7 年 11 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 森林計画区の名称  
耳川森林計画区
  - 2 縦覧場所  
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県東臼杵農林振興局
  - 3 縦覧期間  
令和 7 年 11 月 6 日から令和 7 年 12 月 2 日まで
- 

森林法（昭和26年法律第 249号）第5条第5項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 7 年 11 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 森林計画区の名称  
大淀川森林計画区
- 2 縦覧場所  
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局
- 3 縦覧期間  
令和 7 年 11 月 6 日から令和 7 年 12 月 2 日まで